

国民健康保険制度が変わります

平成30年4月から都道府県と市町村が共同で運営します

■どうして共同運営するの?

市町村で運営する国民健康保険 は、「年齢構成が高く、医療費水準が 高い」「所得水準が低く、保険料 (税)の負担が重い」「財政基盤が弱 く制度運営が困難な市町村もある」 といった構造的課題があります。

このため、制度を将来にわたり守り 続けるため都道府県が財政運営の責 任主体となり、市町村とともに共同運 営することで安定的な財政運営を目 指します。

■被保険者証はどうなるの?

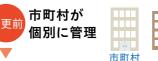
- ①被保険者証に「広島県」と記載さ れます。
- ②現在ご利用の保険証は、特定の年 齢到達者以外の方は平成30年7月 31日までご利用できます。平成30 年8月1日が更新日となります。
- ③これまで更新分の被保険者証を簡 易書留で送付しておりましたが、次 回から普通郵便により送付しま

国民健康保険の 窓口は引き続き お住まいの市町です

資格の取得・喪失手続や被保 険者証等の発行、保険給付の 決定・支給事務、及び保険料 (税)の賦課・徴収などは引き 続き市町が窓口となります。

■共同運営するとどうなるの?

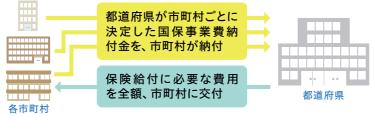
都道府県が主体となって市町村と共同運営することで、財政運営が安 定し急激な保険料(税)の上昇が起こりにくくなります。







都道府県が 財政運営責任を担う



市町村

■保険料(税)はどうなるの?

都道府県が示す標準保険料率などを参考に、市町村が保険料(税) 率を定め、賦課・徴収することになります。被保険者の方の負担の公平 性を確保するため、広島県においては「同じ所得水準・世帯構成であれ ば県内どこに住んでいても同じ保険料(税)」になることを目指します。

〈現行〉

同じ所得水準であっても各市や町でそれぞれ保険料 (税)が違っていました。

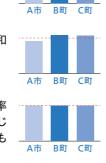
〈平成30年度〉

保険料(税)の急激な変動が起こらないよう、激変緩和 措置が講じられています。

〈平成36年度〉

0 1 2 7 M 1 1 1 2 M 1 2

当面は統一保険料率をベースに市町村ごとの収納率 を反映した保験料(税)率となります。将来的には同じ 所得水準・世帯構成であれば県内どこに住んでいても 同じ保険料(税)を目指します。



問保険医療課 医療保険年金係 ☎・お太助フォン42-5619

平成30年度

原爆被爆者 定期健康診断 日程のお知らせ

※日時が変更になる場合があります。 あらかじめご了承ください。

間健康長寿課 健康推進係 ☎・お太助フォン42-5633

町名	前期日程	後期日程	受付時間	会場
	7/9(月)	H31 2/4(月)		
吉田町	7/11(水)	2/6(水)	13:00~13:30	JA 吉田健康管理センター (吉田総合病院)
八千代町	7/12(木)	2/7(木)		
	7/13(金)	2/8(金)		
甲田町	6/13(水)	11/6(火)	10:00~11:30	ふれあいセンターこうだ
			13:30~14:30	
向原町	6/14(木)	11/7(水)	10:00~11:00	向原生涯学習センターみらい
			13:00~14:00	同原工性子目でクターの分い
美土里町	6/15(金)	11/8(木)	10:00~11:00	美土里生涯学習センターまなび
高宮町	6/15(金)	11/8(木)	13:30~14:30	高宮田園パラッツォ

健康いいカラダ鶯

健診を受けて毎日を健康に! 健康あきたかた21推進中!

2位 心疾患

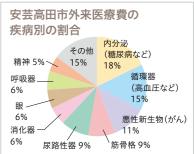
3位 老衰

4位 肺炎

安芸高田市の外来医療費割合は、「生 活習慣病」「がん」が多くを占め、死亡 原因も「がん」が最も多いという状況です。 これらの病気の重症化を防ぐには、「特 定健診*|や「がん検診|による早期発見・ 早期治療を行うことが重要です。

※日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病 予防のため、40歳から74歳までの方を対象とす る、メタボリックシンドロームに着目した健診





(申込期限)4月20日(金) 期限を過ぎての申し込みはできません。

〈健診内容〉以下の内1つの健診を受診できます。

	総合健診	人間ドック健診	個別医療機関健診
期間	6月~7月 (土日も実施)	6月頃~翌年3月末	6月頃~翌年3月末
内容	特定健診・がん検診等	特定健診・がん検診等	特定健診
場所	市内各会場を検診車が巡回	13か所の医療機関から選択	かかりつけの医療機関

健康診断。 お知らせ 9 5 8 CORRESPONDED! ##2004n20on

健診の詳細・申込方法は、4月上旬郵送予定の「健康診断のお知らせ」をご覧ください。 案内が届かない場合は、健康長寿課までご連絡ください。

間健康長寿課 健康推進係 ☎・お太助フォン 42-5633

食のさんぽ道

「安芸高田市食生活改善推進 協議会」は、食生活をはじめ、健 康づくりについての正しい知識 や技術を学習しています。自身 が実践者となって、家庭や地域 の方々に健康づくりの輪を広げ ていくため"私たちの健康は私 たちの力で"をスローガンにボ ランティア活動を行っています。







食べることや料理をすること、健康づくりに興味 のある方、ヘルスメイトになって一緒に健康づく りの輪を広めましょう!

小学校や子育てサークル、男性料理教室など、健 康づくりのための料理教室を実施し、ヘルスメイ トとして学習したことをお伝えします。

間健康長寿課 健康推進係 ☎・お太助フォン 42-5633

自分や家族のお酒の問題で 悩んでいませんか? お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

広島断酒ふたば会 (中田克宣)☎090-4802-1865

【場所・日時】

吉田人権会館 4月6日(金) 18:30~20:30

> 4月13日(金) 18:30~20:30 4月29日(日) 13:30~15:30